

生活福祉資金 のご案内

1 総合支援資金



失業や収入の減少により、世帯の生活の維持ができなくなった等、生活の立て直しのための貸付資金です。

2-1 福祉資金 福祉費



福祉機器の購入や、商売・結婚・出産・葬儀・引越・住宅改修等の経費、また日常生活上一時的に必要な費用を貸し付ける資金です。

2-2 福祉資金 緊急小口資金



緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付資金です。

3 教育支援資金



高校、大学、短大、専門学校(専修学校専門課程)への就学に際し、入学金・制服等の入学経費と、授業料・通学定期代等の就学経費を貸し付ける資金です。

4-1 不動産担保型 生活資金



今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金です。

4-2 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金



今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金です。

[平成26年10月現在]



生活福祉資金のあらまし

生活福祉資金貸付制度とは

● この貸付制度は、戦後激増した低所得者層の生活基盤を確保させようとする民生委員の「世帯更生運動」が昭和30年に制度化されたもので、現在では、他の貸付制度が利用できない、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、国と県が資金を出し合い、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となって生活支援を基に無利子や低利子で資金貸付を行うものです。

● 貸付資金の種類は、全部で4種類あります。

1. 総合支援資金

2. 福祉資金

2-1. 福祉費

2-2. 緊急小口資金

3. 教育支援資金

4. 不動産担保型生活資金

4-1. 不動産担保型 生活資金

4-2. 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金

● 掲載している各資金の貸付限度額などについては、厚生労働省の通知等により変更することがあります。
(掲載内容は平成26年10月現在のものです。)

ご利用に際して

借入申込者(借受人)は次の要件を満たすことが必要となります。

原則として、現住所地の居住期間がおおむね6か月以上であり、引き続き居住することが見込まれる世帯の生計中心者とします。
ただし、福祉資金福祉費の支度費及び技能習得費、又は教育支援資金の貸付の場合は、就職し、知識・技能を修得し、又は修学する者が借入申込者となり、世帯の生計中心者又は借入申込者の親権者が連帯借受人として加わらなければなりません。

「連帯保証人」が必要です。ただし、連帯保証人を立てられない場合でもご利用できますが、利子が加算されます。

連帯保証人は、下記のすべてを満たすことが必要となります。
(※緊急小口資金は、連帯保証人は不要です)

- 1 原則として岩手県内に居住し、申込者と生計を別とする方
- 2 日頃から熱心に相談・援助してくれる方で、申込者よりも収入の高い方
- 3 世帯の生計中心者であり、年齢が65歳未満で、かつ償還完了予定時に75歳以下の方
- 4 借受世帯の償還(返済)困難時には連帯保証人として債務を履行することができる方

(注) 本資金を利用されている方は、連帯保証人になれません。
また、連帯保証人は本資金のご利用はできません。

利子、返済方法は・・・

- 1 貸付利子は
連帯保証人を立てた場合 「無利子」
連帯保証人を立てない場合 「年1.5%」です。
(※「教育支援資金」及び「緊急小口資金」については、連帯保証人の有無にかかわらず無利子です。)

2 返済方法は原則として「ゆうちょ銀行」または「岩手県内に本店のある金融機関」の預貯金口座からの自動引き落としとなります。

ご利用いただける世帯

● この貸付制度をご利用いただける世帯は、岩手県内に住民登録し、居住する下記の世帯となります。

(注1) 本資金の連帯保証人は貸付を受けることができません。

(注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯には貸付できません。

(注3) 資金の種類ごとに貸付対象世帯が異なりますので3ページをご覧ください。

低所得世帯

世帯の収入が一定基準以下の世帯

(一定基準とは、おおむね市町村民税非課税程度、または生活保護法に基づく生活保護基準額の1.7倍程度)

障がい者世帯

1 身体障がい者世帯

(身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯)

2 知的障がい者世帯

(療育手帳の交付を受けている者の属する世帯)

3 精神障がい者世帯

(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯)

高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯で、その世帯の所得が、おおむね生活保護基準額の2.3倍程度(高齢者を含む4人世帯でおおむね年収600万円程度)以下の世帯

(注) 福祉資金については「日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者が属する世帯」であることが必要です。

生活保護世帯

生活保護を受けている世帯

3 償還期限内に償還完了できない場合は、残元金に対し「年10.75%」の延滞利子が発生します。

4 償還計画どおりの支払いをせず、社会福祉協議会からの連絡に応じない又は償還の意志が確認できない時には法的措置を実施する場合があります。

民生委員・社会福祉協議会による相談支援

この貸付資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、申込時から償還完了まで、お住まいの地区の民生委員及び社会福祉協議会の関係者が借受人世帯の相談支援を行います。

お申し込みは・・・

お申し込み・ご相談は、お住まいの地区の民生委員または市町村社会福祉協議会へお願いします。

Q 「低所得世帯」の基準を教えてください。

A 一定の所得額以下であって、必要な資金の融資を他から受けることが困難である世帯としています。

具体的には、世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度または生活保護法に基づく生活保護算定基準額の1.7倍以下の世帯となります。基本例は次のとおりです。(平成26年の場合)

例1 夫40歳、妻38歳、子15歳の3人世帯

借家で高校進学のための借入を申請する場合。

・・・▶ 月収32万円以下程度の世帯が該当

例2 夫50歳、妻40歳、第1子17歳、第2子11歳の4人世帯

借家で大学進学のための借入を申請する場合。

・・・▶ 月収37万円以下程度の世帯が該当

※ 上記の基準は目安であって、お住まいの市町村・世帯構成等により変わりますので、詳細は市町村社会福祉協議会にご確認ください。



生活福祉資金の種類と対象世帯・借入ケース例

資金の種類と対象世帯

借入ケース例

1. 総合支援資金

低所得世帯 ※失業者含む

※ 対象の詳細については下記参照

- 1 世帯の生計中心者の失業や収入の減少により、世帯の生活の維持ができなくなった。
- 2 就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- 3 公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電気・ガス・水道・電話が止められるおそれがある。
- 4 住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- 5 就職を目指し新しい技能習得をしたい。
- 6 債務を整理するための費用が不足している。



2-1. 福祉資金 福祉費

低所得世帯 障がい者世帯

生活保護世帯 高齢者世帯

- 1 商売を始めたい。
- 2 技能資格をとりたい。
- 3 技能習得期間の生活費が不足する。
- 4 福祉機器を購入したい。
- 5 結婚・出産・葬儀の費用が足りない。
- 6 引越の費用が足りない(転宅費)。
- 7 日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費などが必要。
- 8 障がい者の日常生活の便宜を図るため車を購入したい。
- 9 住宅の増築、改築、補修等に必要経費。
- 10 中国残留邦人の国民年金追納のための費用が不足。
- 11 医療費が足りない。
- 12 差額ベッド代や病院までの交通費がない。
- 13 介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- 14 療養・介護期間の生活費が不足する。
- 15 火事で家財が焼けた。
- 16 洪水で家が流された。



2-2. 福祉資金 緊急小口資金

低所得世帯 障がい者世帯

高齢者世帯

- 1 医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき。
- 2 火災等被災によって生活費が必要なとき。
- 3 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき。
- 4 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき。
- 5 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき。
- 6 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき。
- 7 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき。
- 8 給与等の盗難によって生活費が必要なとき。
- 9 その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき。



※ 対象の詳細については下記参照

3. 教育支援資金

低所得世帯 生活保護世帯

- 1 高校へ行きたい。
- 2 短大、大学へ行きたい。
- 3 専門学校(専修学校専門課程)へ行きたい。
- 4 授業料、家賃代、通学定期代が足りない。
- 5 入学金、制服・教科書等の購入費用が足りない。



4-1. 不動産担保型 生活資金

高齢者世帯

- 1 自宅を担保に生活資金を借りたい。



4-2. 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金

要保護の高齢者世帯

生活保護世帯 ※高齢者世帯のみ

※総合支援資金及び福祉資金 緊急小口資金を利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。
(ただし、福祉資金 緊急小口資金については、一定の安定した収入があり、かつ一過性の事由により資金を必要としている場合等を除きます。)

1. 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象。総合支援資金には、「生活支援費」、「住宅入居費」、「一時生活再建費」の3つがあります。



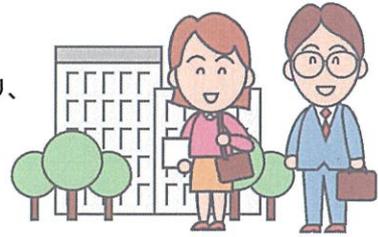
対象となる世帯

● 低所得世帯

※世帯の生計中心者の収入の減少や失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含む。

借入ケース例

- 1 就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- 2 公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電気・ガス・水道・電話が止められるおそれがある。
- 3 住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- 4 就職を目指し技能習得をしたい。
- 5 債務を整理するための費用が不足している。
(債務整理は、自己破産によらない方法に限る)



※失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている場合は、対象となりません。

※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息
総合支援資金	生活支援費 (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※初回申込みの貸付月数は、原則として3か月 ※貸付期間は最長12か月	最終貸付日から6月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利息 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%
	住宅入居費 40万円以内	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内		
	一時生活再建費 60万円以内			
貸付対象経費	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用		
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用		
償還例	(連帯保証人を立てる場合)	元金1,200,000円	10年(120回)の場合	月額10,000円
	(連帯保証人がいない場合)	元金1,200,000円	10年(120回)の場合	月額10,750円(最終回11,500円)

必要な書類

共通添付書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●健康保険証の写し及び本籍地が記載された世帯全員分の住民票の写し ●求職活動等自立に向けた取組みについての計画書
所得がわかる書類	借入申込者	●源泉徴収票、所得証明書等 ●失業、収入減による借入希望の場合は、併せてその当時の給与明細等
失業等給付の状況がわかる書類	借入申込者	●雇用保険受給資格者証の写し ●離職票の写し ●求職申込み・雇用施策利用状況確認票 ●住居確保給付金・総合支援資金連絡票
自立相談支援機関の利用状況がわかる書類	借入申込者	●相談受付・申込票 ●プラン兼事業等利用申込書
他の公的給付又は公的な貸付制度を利用、申請している場合、その状況がわかる書類	借入申込者	該当公的制度の決定通知書又は申請書写し等
申込者の個人情報が必要な範囲で関係機関に提供することの同意書	借入申込者	個人情報の取扱いに関する同意書
現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	本籍地が記載された住民票及び住民税課税証明書

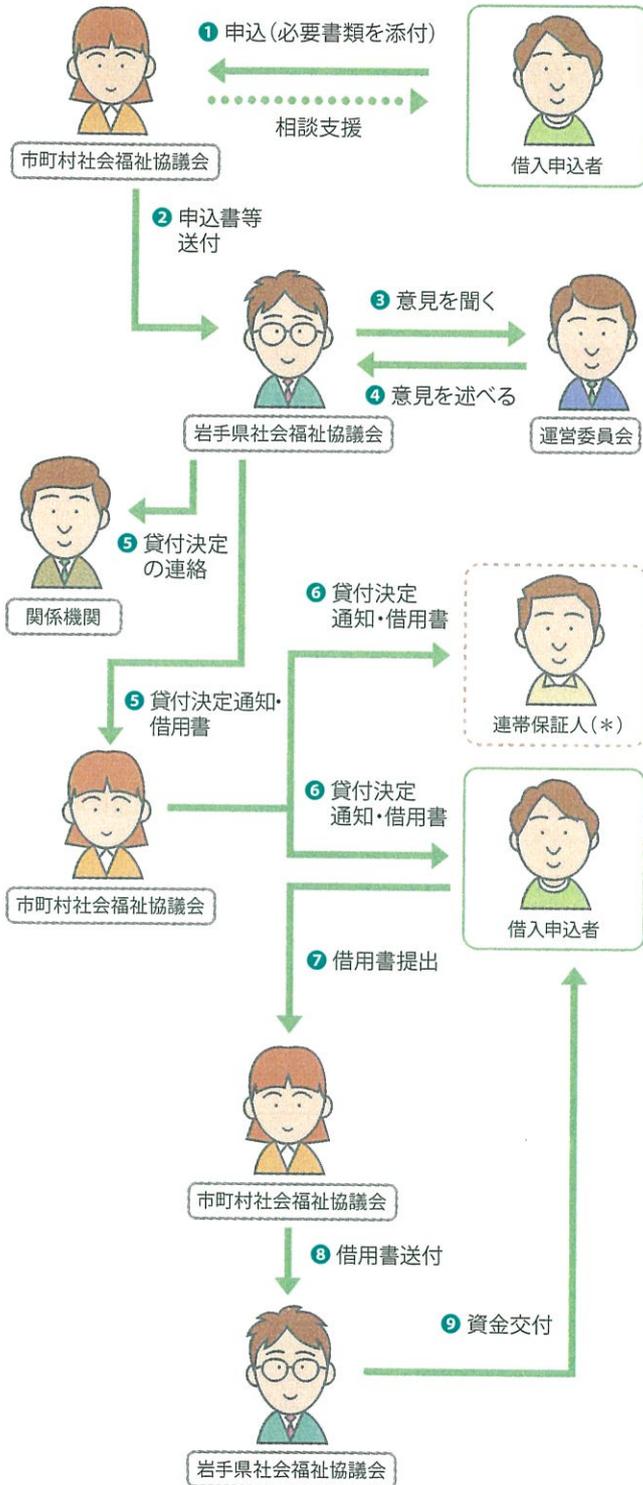
「住宅入居費」に関する添付書類

内容	書類
入居予定住宅に関する状況通知書写し	●不動産賃貸契約の契約書の写し ●住居確保給付金申請時に不動産媒介業者等から交付される「入居住宅状況通知書」の写し ●住居確保給付金申請時に実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

「総合支援資金」交付までの流れ

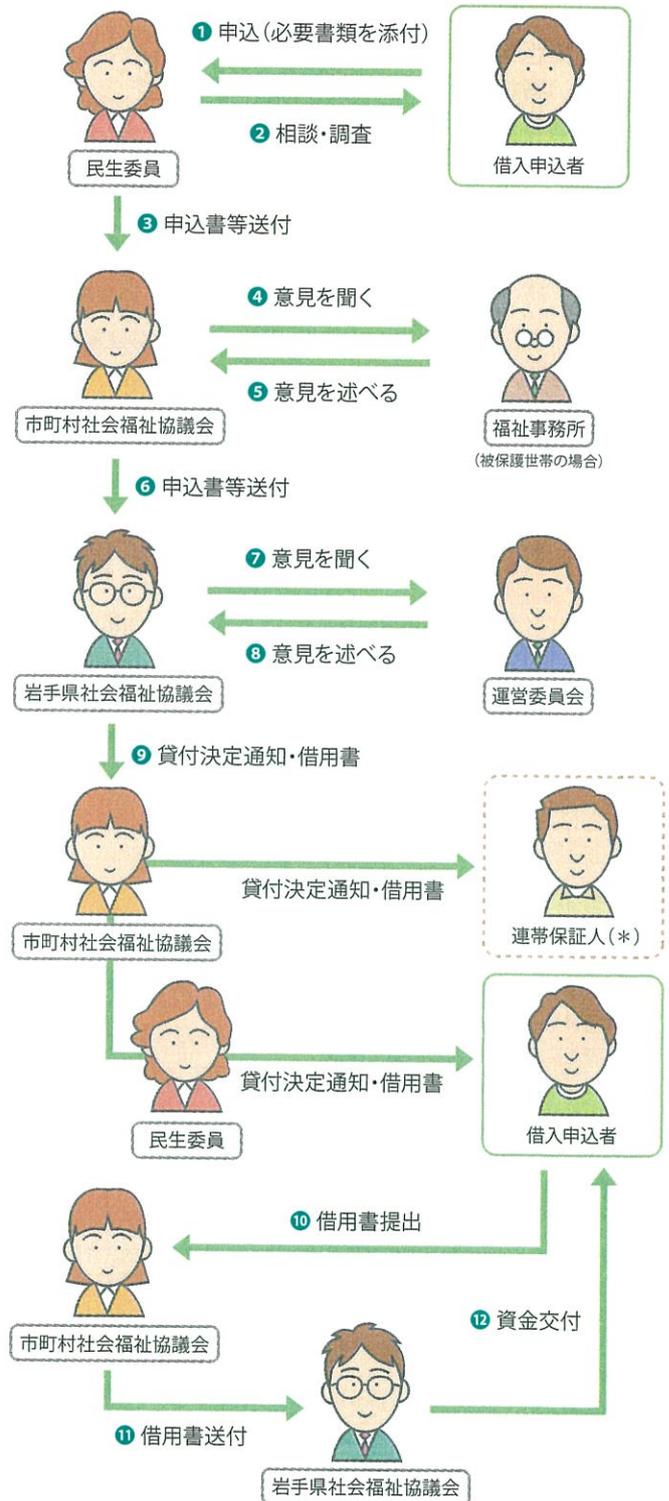
※事情により変わる場合があります。



- * 連帯保証人を立てられない場合でもご利用できますが、利子が加算されます。
- * 必要に応じて担当地区の民生委員へ、貸付に関する世帯の調査や、相談支援を依頼する場合があります。

「福祉資金」(福祉費・緊急小口資金) 「教育支援資金」交付までの流れ

※事情により変わる場合があります。



- * 連帯保証人を立てられない場合でもご利用できますが、資金の種類によって利子が加算される場合があります。
- * 「緊急小口資金」は、連帯保証人は不要で無利子となります。
- * 教育支援資金は、連帯保証人を立てない場合でも無利子となります。

福祉資金 福祉費 **6** ページへ
 福祉資金 緊急小口資金 **8** ページへ
 教育支援資金 **9** ページへ

2-1. 福祉資金 福祉費

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金です。福祉資金には、「福祉費」、「緊急小口資金」の2つがあります。



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 障がい者世帯
- 高齢者世帯
- 生活保護世帯

※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者が属する世帯」であることが必要です。

借入ケース例

- 1 商売を始めたい。
- 2 技能資格をとりたい。
- 3 技能習得期間の生活費が不足する。
- 4 福祉機器を購入したい。
- 5 結婚・出産・葬儀の費用が足りない。
- 6 引越の費用が足りない(転宅費)。
- 7 日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費などが必要。
- 8 住宅の増築、改築、補修等に必要経費。
- 9 障がい者の日常生活の便宜を図るため車を購入したい。
- 10 中国残留邦人等にかかる国民年金追納のための費用が不足。
- 11 医療費が足りない。
- 12 差額ベッド代や病院までの交通費がない。
- 13 介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- 14 療養・介護期間の生活費が不足する。
- 15 火事で家財が焼けた。
- 16 洪水で家が流された。



※購入済みのものや、発注済みの場合は、対象となりません。

資金の種類と内容

資金種類	貸付対象経費	据置期間	償還期間	貸付利率
福祉資金 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	貸付の日から6月以内 (分割による交付の場合には最終貸付日から6月以内)	据置期間経過後 20年以内 ※対象経費により目安あり	連帯保証人を立てる場合は無利率 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%
償還例	(連帯保証人を立てる場合)	元金4,600,000円 20年(240回)の場合	月額19,160円×239回(最終回20,760円)	
	(連帯保証人がいない場合)	元金4,600,000円 20年(240回)の場合	月額22,040円×239回(最終回25,315円)	

対象経費別の貸付限度額・償還期間の目安

貸付対象経費	貸付限度額の目安	償還期間の目安
生業を営むために必要な経費	4,600,000円以内	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000円以内 1年程度 2,200,000円以内 2年程度 4,000,000円以内 3年程度 5,800,000円以内	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円以内	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円以内	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円以内	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ・1年を超えないときは1,700,000円以内 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは2,300,000円以内	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む。)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が ・1年を超えないときは1,700,000円以内 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは2,300,000円以内	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000円以内	7年
冠婚葬祭に必要な経費	500,000円以内	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円以内	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円以内	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円以内	3年

必要な書類

共通添付書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者世帯全員分、連帯保証人	本籍地が記載された世帯全員分の住民票
所得がわかる書類	借入申込者世帯全員分	源泉徴収票、所得証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等(3カ月分程度) ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	本籍地が記載された住民票及び住民税課税証明書

対象経費別添付書類

貸付対象経費	内容別及び業種別	添付書類
生業を始める、 拡充するために必要な経費	【共通書類】	・事業計画書 ・障がい者世帯は障害者手帳の写し
	● 物品の購入・仕入れ	・業者の見積書
	● 店舗、作業現場等の改装・補修	・業者の工事見積書 ・業者の平面図、立面図(工事前、工事後両方) ※工事該当部分がわかるもの
	● 借地借家、店舗等の使用	・新規開業の場合、賃貸契約書、使用許可等の写し ・店舗改修等の場合、地主、家主の許可書の写し
	● 卸小売業(食品・鮮魚の販売)	・保健所の営業許可証
	● 理容・美容業	・理容、美容師の免許 ・保健所の営業許可証
	● あんま、針、マッサージ業	・県知事の免許
	● 運送業(赤帽等)	・陸運局の軽車両運送事業届出書
	● 飲食業	・保健所の営業許可証
技能習得に必要な経費 及びその期間中の生計を 維持するために必要な経費	● 技能習得の場合	・入校許可証または在校証明書 ・技能・資格の習得期間及び経費の額が記載された書類 ※障がい者世帯は障害者手帳等の写し
	● 運転免許取得の場合	・自動車学校(教習所)の経費見積書 ※障がい者世帯は障害者手帳等の写し
住宅の増改築、補修等 及び公営住宅の譲り受けに 必要な経費	【共通書類】	・業者の見積書 ・工事の平面図、立面図(工事前、工事後両方) ※工事該当部分がわかるもの
	● 借地、借家の場合	・所有者の承諾書
	● 公営住宅の増改築、風呂場の設置の場合	・市町村発行の増改築承諾書
	● 公営住宅譲り受けの場合	・譲受(仮)契約書の写し
福祉用具等の購入に必要な経費		・機器、用具等見積書 ・障がい者世帯は障害者手帳等の写し
障害者用自動車の購入に必要な経費		・自動車購入費用内訳書(見積書) ・障害者手帳等の写し ・運転者の運転免許証の写し
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		・社会保険庁の発行する特例措置対象者該当通知書の写し ・追納保険料納付書
負傷又は疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。) 及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		・所定の「療養に関する診療並びに所要経費見込書」 ・医療費以外については見積書、明細書等
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む。) 及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		・利用負担額が記載されたものの写し ・償還払いとなるサービス費用の金額が記載された書類 及び当該費用にかかる見積書等の申請書に記載された 金額が確認できる書類の写し ・介護保険料納付書
災害を受けたことにより 臨時に必要な経費	【共通書類】	・官公署発行のり災証明書、被災証明書
	● 住宅の復旧の場合	※住宅資金の添付書類に準じる
	● 家財購入の場合	・業者の見積書
冠婚葬祭に必要な経費	● 結婚費用の場合	・婚姻の証明書(挙式会場の予約証明等) ・経費の見積書
	● 出産の場合	・出産証明書(母子手帳の写し) ・診断並びに所要経費概算見込書
	● 葬儀費用の場合	・死亡診断書等 ・経費見積書
住居の移転等、給排水設備等 の設置に必要な経費	● 住居の移転の場合	・賃貸(仮)契約書の写し及び見積書
	● 給排水設備等の設置の場合	・業者の見積書
就職、技能習得等の支度に 必要な経費	● 就職の場合	・購入内容の見積書、内定通知書または採用通知書
	● 技能習得の場合	・学校が発行する経費内訳書
その他日常生活上一時的に必要な経費		・修学旅行の場合は学校の経費明細書 ・年金等経費明細書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

2-2. 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の貸付資金です。
この資金のみ、連帯保証人・連帯借受人は不要です。



対象となる世帯

- 低所得世帯
 - 障がい者世帯
 - 高齢者世帯
- ※生活保護世帯は対象となりません。

緊急小口資金は連帯保証人・連帯借受人は不要です。

※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者が属する世帯」であることが必要です。

借入ケース例

- ① 医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき。
- ② 火災等被災によって生活費が必要なとき。
- ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき。
- ④ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき。
- ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき。
- ⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき。
- ⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき。
- ⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき。
- ⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき。



※利用するためには、一定の安定した収入があり、かつ一過性の事由により資金を必要としている場合等を除き、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息
福祉資金 緊急小口資金	100,000円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利息
償還例	元金100,000円 8月(8回)の場合 月額12,500円			
	元金100,000円 12月(12回)の場合 月額8,330円(最終回8,370円)			

必要な書類

内容	対象者	書類(2つ以上ある場合はいずれか)
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者世帯全員分	本籍地が記載された世帯全員分の住民票及び健康保険証の写し
所得が分かる書類	借入申込者世帯全員分	源泉徴収票、所得証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等(3カ月分程度) ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
その他	借入申込者	必要に応じ、運転免許証の写し、借入申込者の顔写真が添付された証明書等 その他、貸付審査に必要な書類 必要に応じ、自立相談支援機関の相談受付・申込票等の写し、プラン兼事業等利用申込書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求めめる場合があります。

❖生活福祉資金 Q&A

Q1. 据置期間(すえおききかん)とはなんですか？

A1. 据置期間とは資金の借入後、返済を開始するまでの猶予期間のことをさします。この間は無利息となります。資金の種類によって、据置期間が異なります。

Q2. 償還期間(しょうかんきかん)とはなんですか？

A2. 償還とは、借入金の返済のことをさします。償還期間とは、借入金を返済する期間のことです。資金によって指定できる償還期間が異なります。償還期間内に償還(返済)完了できない場合、延滞利息(返済していない借入金の新たな利息)が発生します。

Q3. 民生委員の関わりがないと利用することはできませんか？

A3. 資金の借入れにあたってはお住まいの地区の民生委員の意見書が必要となります。民生委員の支援を受けたくないといった場合は利用することはできません。岩手県内には3,734名の民生委員があり、生活上の悩みや困ったこと等の相談を受けています。地区の民生委員については、お住まいの市町村の社会福祉協議会に確認してください。

Q4. 母子世帯ですが、利用することはできますか？

A4. 母子世帯、寡婦世帯の方は、母子寡婦福祉資金のご利用を優先していただきます。お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

3. 教育支援資金

教育支援資金は、高等学校、大学、高等専門学校への就学に際し必要な経費「教育支援費」(授業料、定期代等)と「就学支度費」(入学金、制服・教科書等の購入費)の2つがあります。



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 生活保護世帯

借入ケース例

- ① 高校へ行きたい。
- ② 短大、大学へ行きたい。
- ③ 専門学校(専修学校専門課程)へ行きたい。
- ④ 授業料、家賃代、通学定期代が足りない。
- ⑤ 入学金、制服・教科書等の購入費が足りない。
- ⑥ 高校授業料を納められず進級または卒業ができない。



資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
教育支援資金	教育支援費 ①高等学校(専修学校高等課程含む。) 月額 35,000円以内 ②高等専門学校 月額 60,000円以内 ③短期大学(専修学校専門課程含む。) 月額 60,000円以内 ④大学 月額 65,000円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子
	就学支度費 500,000円以内			
貸付対象経費	教育支援費 低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)、大学(短期大学及び専門学校(専修学校専門課程)の専門課程を含む。)、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費			
	就学支度費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専門学校(専修学校専門課程)の専門課程を含む。)、又は高等専門学校への入学に際し必要な経費			
申請額計算方式	必要貸付月額(限度額以内) × 12月 × 修学期間(年)			
償還例	①高校3年間 元金1,760,000円(支度費500,000円+教育支援費35,000円×36ヶ月) 10年(120回)償還の場合 月額 14,660円 (最終回 15,460円) ②大学4年間 元金3,620,000円(支度費500,000円+教育支援費65,000円×48ヶ月) 15年(180回)償還の場合 月額 20,110円 (最終回 20,310円)			

必要な書類

共通添付書類

ご利用に際しては就学者が借受人となり、世帯の生計中心者または就学者の親権者が連帯借受人として加わらなければなりません。連帯借受人がない場合は、連帯保証人が必要となります。

内容	対象者	書類(2つ以上ある場合はいずれか)
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者世帯全員分、連帯保証人	本籍地が記載された世帯全員分の住民票
所得が分かる書類	借入申込者世帯全員分	源泉徴収票、所得証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等(3カ月分程度) ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	本籍地が記載された住民票及び住民税課税証明書

「教育支援費」に関する必要添付書類

- 新入学の場合は合格通知書の写し
- 在学者については、在学証明書
- 修学に関する内訳書(大学、短大、専門学校(専修学校専門課程)等に進学の場合)
- その他、経費の内訳が分かる書類

「就学支度費」に関する必要添付書類

- 合格通知書または、入学許可証の写し
- 経費の内訳が分かる書類

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

4-1. 不動産担保型 生活資金

不動産担保型 生活資金は、今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金です。



対象となる世帯

● 高齢者のみの世帯

※市町村民税非課税世帯 または 市町村民税均等割課税世帯



(注1) 借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）に居住していること。

(注2) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。

(注3) 借入申込者に配偶者又は借入申込者もしくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。

(注4) 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	契約の終了	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
不動産担保型生活資金	月額 300,000円以内 ・宅地の評価額の7割程度 ※宅地の評価額が1,000万円以上あることが条件	借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	(1)借受人が死亡したとき (2)都道府県社協会長が貸付契約を解約したとき (3)借受人が貸付契約を解約したとき	契約の終了後3月以内	据置期間終了時 原則一括償還	年3% 又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任

必要な書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者 世帯全員分	●戸籍謄本 ●世帯全員の住民票
世帯の資力が明らかになる書類	世帯全員	所得証明書等
担保となる土地の状況が明らかになる書類	借入申込者	●土地及び建物の登記簿謄本 ●土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等（本人が所有する場合）
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	推定相続人の同意書

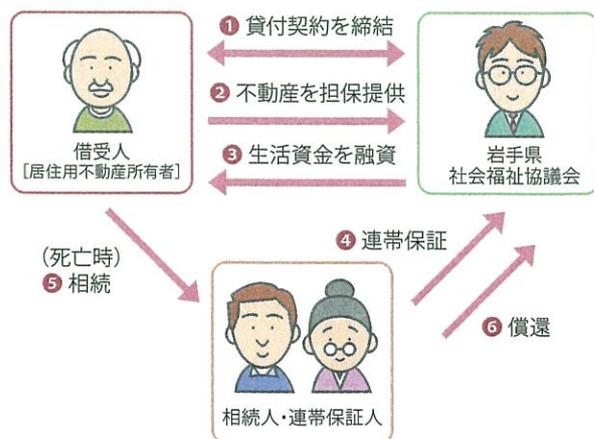
※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

貸付の仕組み

- 借受人と岩手県社会福祉協議会が貸付契約を締結します。
- 不動産を担保として、岩手県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
(注) 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」および「所有権移転請求権保全のための仮登記」を行います。
- 借受人（不動産所有者）の推定相続人のうち一人を連帯保証人に設定します。
- 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人または連帯保証人が貸付金および利子を償還します。

(注1) 償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。

(注2) 貸付申請から初回送金まで、3カ月程度を目安としています。
※事情により3カ月以上の場合あり。



4-2. 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金

要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、又は要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金です。



対象となる世帯

● 生活保護世帯（高齢者世帯のみ）



(注1) 借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）に居住していること。

(注2) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。

(注3) 借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上であること。

(注4) 借入申込者が属する世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護を受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関（生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。）が認めた世帯であること。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	契約の終了	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	月額は福祉事務所が設定（生活扶助額の1.5倍以内） ・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ※居住用不動産の評価額が500万円以上あることが条件	借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	(1)借受人が死亡したとき (2)都道府県社協会長が貸付契約を解約したとき (3)借受人が貸付契約を解約したとき	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時 原則一括償還	年3% 又は長期プライムレートのいずれか低い利率	不要

必要な書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者 世帯全員分	●戸籍謄本 ●世帯全員の住民票
担保となる土地の状況が明らかになる書類	借入申込者	●土地及び建物の登記簿謄本 ●土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等（本人が所有する場合）
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	推定相続人の同意書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

貸付の仕組み

① 福祉事務所の調査を経て、岩手県社会福祉協議会で審査のうえ借受人と貸付契約を締結します。

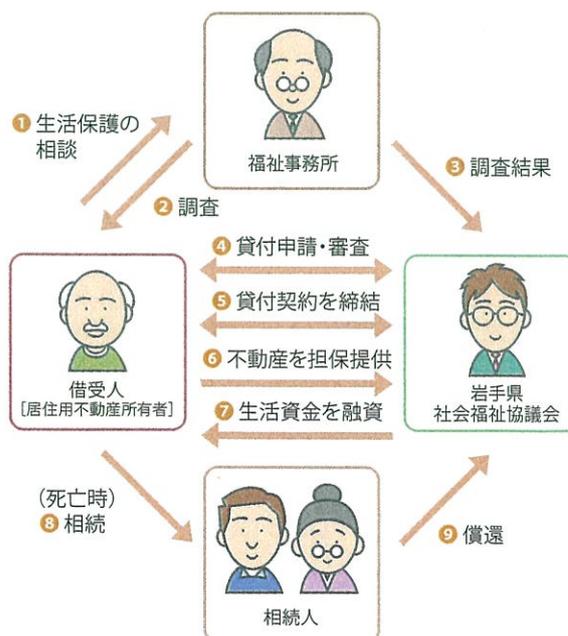
② 不動産を担保として、岩手県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。

(注) 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。

③ 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金および利子を償還します。

(注1) 償還は、相続人の自己資金によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合もあります。

(注2) 貸付申請から初回送金まで、3カ月程度を目安としています。
※事情により3カ月以上の場合あり。



「生活福祉資金」に関するご相談・お問い合わせは お近くの市町村社会福祉協議会へ

盛岡地域

- 盛岡市社会福祉協議会 …………… 019-651-1000
 - ・玉山支所 …………… 019-683-2743
- 滝沢市社会福祉協議会 …………… 019-684-1110
- 雫石町社会福祉協議会 …………… 019-692-2230
- 紫波町社会福祉協議会 …………… 019-672-3258
- 矢巾町社会福祉協議会 …………… 019-611-2840

八幡平地域

- 八幡平市社会福祉協議会 …………… 0195-74-4400
 - ・西根支所 …………… 0195-75-1821
 - ・安代支所 …………… 0195-72-2811
- 葛巻町社会福祉協議会 …………… 0195-66-2111
- 岩手町社会福祉協議会 …………… 0195-62-3570

花巻・北上地域

- 北上市社会福祉協議会 …………… 0197-64-1212
- 花巻市社会福祉協議会 …………… 0198-24-7222
 - ・大迫支所 …………… 0198-48-4111
 - ・石鳥谷支所 …………… 0198-45-4666
 - ・東和支所 …………… 0198-42-3151
- 西和賀町社会福祉協議会 …………… 0197-85-3225

奥州地域

- 奥州市社会福祉協議会 …………… 0197-25-6158
 - ・水沢支所 …………… 0197-25-6025
 - ・江刺支所 …………… 0197-35-8081
 - ・前沢支所 …………… 0197-56-2148
 - ・胆沢支所 …………… 0197-46-3111
 - ・衣川支所 …………… 0197-52-3144
- 金ヶ崎町社会福祉協議会 …………… 0197-44-6060

一関地域

- 一関市社会福祉協議会 …………… 0191-23-6020
 - ・花泉支部 …………… 0191-82-4002
 - ・大東支部 …………… 0191-71-1177
 - ・千厩支部 …………… 0191-53-2885
 - ・東山支部 …………… 0191-47-3238
 - ・室根支部 …………… 0191-64-3983
 - ・川崎支部 …………… 0191-43-4323
 - ・藤沢支部 …………… 0191-63-5122
- 平泉町社会福祉協議会 …………… 0191-46-5077

大船渡地域

- 大船渡市社会福祉協議会 …………… 0192-27-0001
- 陸前高田市社会福祉協議会 …………… 0192-54-5151
- 住田町社会福祉協議会 …………… 0192-46-2300

釜石地域

- 釜石市社会福祉協議会 …………… 0193-24-2511
- 遠野市社会福祉協議会 …………… 0198-62-8459
 - ・宮守福祉センター …………… 0198-67-2833
- 大槌町社会福祉協議会 …………… 0193-41-1511

宮古地域

- 宮古市社会福祉協議会 …………… 0193-64-5050
 - ・田老福祉センター …………… 0193-87-2224
 - ・新里センター …………… 0193-72-3437
 - ・川井支所 …………… 0193-76-2310
- 山田町社会福祉協議会 …………… 0193-82-3841
- 岩泉町社会福祉協議会 …………… 0194-22-3400
- 田野畑村社会福祉協議会 …………… 0194-33-3025

久慈地域

- 久慈市社会福祉協議会 …………… 0194-53-3380
 - ・山形事務所 …………… 0194-72-2800
- 洋野町社会福祉協議会 …………… 0194-65-5360
 - ・大野事務所 …………… 0194-77-2180
- 野田村社会福祉協議会 …………… 0194-71-1414
- 普代村社会福祉協議会 …………… 0194-35-2100

二戸地域

- 二戸市社会福祉協議会 …………… 0195-25-4959
 - ・浄法寺支所 …………… 0195-38-3061
- 一戸町社会福祉協議会 …………… 0195-33-3385
- 軽米町社会福祉協議会 …………… 0195-46-2881
- 九戸村社会福祉協議会 …………… 0195-41-1200

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部 生活支援グループ

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
 電話 019-637-4440・4533・4495・4496 FAX 019-637-9722
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/>

個人情報の取扱いについて
 ~生活福祉資金の申込・利用にあたって~

岩手県社会福祉協議会では、本会で定める「個人情報保護に関する方針」を実行するため、「個人情報保護規程」及び「コンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を定めています。生活福祉資金貸付事業についても、これらの規程のほか、「生活福祉資金貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書」により、関係する個人情報の保護に努めています。